

新県立奈良病院建築・造成工事基本設計及び医療を中心としたまちづくり検討業務 公募型プロポーザルの結果について

1. 業務名

新県立奈良病院建築・造成工事基本設計及び医療を中心としたまちづくり検討業務

2. 業務概要

(1) 新県立奈良病院建築・造成工事基本設計業務

新県立奈良病院基本構想・基本計画に基づき、救命救急センター及び高度医療拠点病院等の機能を有する約500床程度の病院に係る建築及び造成（土地利用計画を含む。）の基本設計業務

(2) 医療を中心としたまちづくり検討業務

県立奈良病院建替整備に伴い、新病院建設予定地及び現病院跡地における医療を中心としたまちづくりについて、民間活力の導入可能性も踏まえた検討業務

3. 経緯

- 平成23年6月20日 第1回新県立奈良病院建替整備事業審査会（公告文、評価基準等の審査、決定）
〃 7月 8日 公募型プロポーザルの参加者募集の公告
〃 7月25日 参加表明書の受付終了
〃 8月10日 第2回新県立奈良病院建替整備事業審査会（技術提案書提出を依頼する者の選定）
〃 9月 6日 技術提案書の受付終了
〃 9月12日 第3回新県立奈良病院建替整備事業審査会（技術提案書の内容の審査）
〃 10月 2日 第4回新県立奈良病院建替整備事業審査会
（最優秀提案者（梓設計・八千代エンジニアリング設計共同体）の特定）
〃 10月12日 最優秀提案者と契約

4. 新県立奈良病院建替整備事業審査会

上田 喜史	奈良県まちづくり推進局長
川口 正一郎	奈良県立奈良病院 院長
河口 豊	(社)日本医療福祉建築協会 会長
○武末 文男	奈良県医療政策部長
中川 幸士	奈良県医療政策部医療管理課長
福嶋 俊和	奈良県土木部技術管理課長
前田 亮	奈良県まちづくり推進局営繕課長
松岡 仁史	(株)情報企画 代表取締役。公認会計士
松村 理司	洛和会音羽病院 院長

(50音順。敬称略。○印は委員長。)

5. 選定方法

(1) 公募型プロポーザル方式

(2) 参加表明者

- 梓設計・八千代エンジニアリング設計共同体
日建設計・パシフィックコンサルタンツ設計共同体
日本設計・オリエンタルコンサルタンツ設計共同体
安井・オオバ設計共同体

(50音順。○印は最優秀提案者)

6. 技術提案書の提出を依頼する者の選定

(1) 選定方法

- ①「技術提案書の提出者を選定するための基準」（別紙１）より評価点を算出し、評価点の高い上位５者を目途に技術提案書の提出を依頼する者を選定。
- ②評価項目：事務所の実績、配置予定技術者の能力
- ③審査方法：参加表明書に基づき、事務局が評価。

(2) 技術提案書の提出を依頼する者

参加表明者は４者であり、４者とも評価点が一定水準であることから、４者に技術提案書の提出を依頼。なお、審査会の審議にあたっては、Ａ～Ｄ設計共同体と表記し、設計共同体名を特定できないようにした。

7. 最優秀提案者の特定

(1) 特定方法

- ①「技術提案書を特定するための基準」（別紙２）により評価点を算出し、最優秀提案者を特定。
- ②評価項目：事務所の実績、配置予定技術者の能力、業務実施方針、

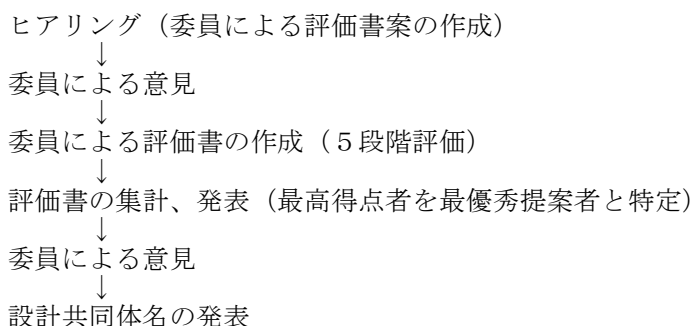
テーマ（５題）

テーマⅠ	建築と造成の一体的計画・整備の方針。ただし、次の観点を踏まえること。 ・現在の地形・自然環境の可能な限りの活用 ・緑の中で癒されるような病院建築と計画地の空間構成の一体感の確保 ・工期短縮
テーマⅡ-1	建築物について、救命救急及び高度医療の拠点病院として、医療行為の円滑化の確保に配慮した効率的・効果的な機能配置、動線及び空間形成の考え方
テーマⅡ-2	建築物について、患者等にとっての利用のし易さ、良質な療養環境の確保に配慮した空間、インテリア、設備及びサイン計画の考え方
テーマⅡ-3	建築物における長寿命化、機能変更、増築及び災害に対応するためのフレキシビリティの確保の方針
テーマⅢ	建設予定地等及び現病院跡地における医療を中心とした良好なまちづくりを図るための導入機能と事業スキームの考え方。ただし、次の条件と観点は必ず踏まえること。 (条件) ・建設予定地等で確保する機能：人材育成（看護学校）、職員にとって働きやすい勤務環境（職員宿舎） ・現病院跡地で確保する機能：身近な医療（新県立奈良病院基本構想・基本計画18ページ参照） (観点) ・新病院との連携の可能性 ・県の財政縮減効果 ・民間活力の導入（ＰＰＰ）

注）テーマⅠ～テーマⅡ－３の提案にあたっては、ライフサイクルコストの縮減及び地球環境への負荷低減の観点を踏まえること。

- ③技術提案書について、ヒアリング等により技術提案書の内容を審査。なお、審査会の審議にあたっては、Ａ～Ｄ設計共同体と表記し、設計共同体名を特定できないようにした。

④審査手順



(2) 審査会における意見

○A設計共同体

- ・病院建築については、明快でシンプルな平面計画である点が評価された。
- ・造成計画については、稜線を活かしつつ自然地形を残し土量バランスに配慮するなど基本的な観点は踏まえられている点が評価された。
- ・テーマⅡ－２、テーマⅢについては特筆すべき提案が無いとの評価であった。
- ・救急のアプローチについては、配慮に欠けるという指摘があった。

○B設計共同体

- ・病院建築の平面計画については、医療行為への特徴的な配慮がなされていることや、空間構成はわかりやすく明快であることなど、比較的整理されているとの評価であった。
- ・一方で、動線計画については、工夫がなされているという意見と良くないという意見に分かれたところもあり、また精神科病床の計画や緩和ケア病棟の療養環境に検討の余地が見受けられるとの評価であった。
- ・造成計画については、フラットに地盤整備をする面積が広く、多くの搬出土が生じる可能性やコスト面での課題が指摘された。
- ・テーマⅢについては特筆すべき提案が無いとの評価であった。

○C設計共同体

- ・六条山地区のまちづくりでチャレンジしようとする姿勢、PFIに関わった実績については評価された。
- ・病院建築について、各機能への患者、スタッフのアクセス動線が評価された。
- ・提案全体について、独創性や斬新さに富んでいる点は評価されたが、反面、病院建築や六条山のまちづくりについての課題もあるとの評価であった。
- ・病院建築が高さ制限を満たしているかどうかについて疑問が呈された。

○D設計共同体

- ・民間活力導入の観点等を踏まえたまちづくりの提案については、平松地区におけるアイデア、工夫、取り組み姿勢や、主任担当技術者のヒアリング時の対応について評価され、全体的に期待を持てる点が評価された。
- ・病院建築については、わかりやすい空間づくり、新県立奈良病院基本構想・基本計画を踏まえた地域との関わりについての導入機能への工夫、アメニティへの工夫が評価された。
- ・土地利用計画については、周辺住民との関係を考慮している点が評価された。
- ・配置予定技術者の能力の評価点が優れていた。
- ・提案全体について、やや独創性に欠けるとの評価であった。
- ・病院建築の平面計画における病棟の配置、外観イメージについては検討が求められる点とされた。

(3) 設計と条件への適合性の確認について

- ・いったん委員による評価を行った後に、C設計共同体の提案について、高さ制限に関する設計と条件を満たしていない可能性があるため、県において確認すべきとの指摘がなされた。
- ・このため、県においてC設計共同体の技術提案書が25メートルの高さ制限に関する設計と条件を満たしているか否かをヒアリング記録を含めて確認したところ、満たしていないことが確認された。
- ・これを踏まえ、C設計共同体の提案のうち、設計と条件を満たしていないテーマに係る提案について無効とすることとなった。

(4) 最優秀提案者の特定

①事務局が各設計共同体の評価点を集計し、以下のとおり報告した。

A設計共同体：282.75点

B設計共同体：292.25点

C設計共同体：239.50点

D設計共同体：298.25点

②最優秀提案者をD設計共同体とした。

③事務局が各設計共同体の名称を開示した。

④最優秀提案者は、梓設計・八千代エンジニアリング設計共同体と特定した。

8. 審査会議事概要

第1回新県立奈良病院建替整備事業審査会 議事概要：別紙3

第2回新県立奈良病院建替整備事業審査会 議事概要：別紙4

第3回新県立奈良病院建替整備事業審査会 議事概要：別紙5

第4回新県立奈良病院建替整備事業審査会 議事概要：別紙6

以上

技術提案書を特定するための基準（概要版）

評価項目			評価の着眼点	配点		
				判断基準	点数	小計
事務所の実績			業務実績	同種業務実績の件数について評価する。	19	19
配置予定技術者の能力			資格	配置予定技術者の資格を評価する。	26	81
			実績	過去10年間の同種又は類似業務の実績を評価する。	50	
			経験年数	管理技術者の経験年数を評価する。	5	
合 計						100
評価項目			判断基準	配点		
				点数	小計	
業務実施方針			業務への取組体制、業務担当チームの特徴、特に重視する業務実施上の配慮事項等について（ただし、テーマに対する内容を除く。）、ヒアリング時の内容を含め、的確性、独創性、実現性等を総合的に評価する。	50	50	
テーマ	I	建築と造成の一体的計画・整備の方針。ただし、次の観点を踏まえること。 ・現在の地形・自然環境の可能な限りの活用 ・緑の中で癒されるような病院建築と計画地の空間構成の一体感の確保 ・工期短縮	テーマⅠについて、その的確性（与条件との整合性が取れているか等）、独創性（工学的知見に基づく独創的な提案がされているか等）、実現性（提案内容が理論的に裏付けられており、説得力のある提案となっているか等）を考慮して総合的に評価する。	50	250	
	Ⅱ 1	建築物について、救命救急及び高度医療の拠点病院として、医療行為の円滑化の確保に配慮した効率的・効果的な機能配置、動線及び空間形成の考え方	テーマⅡ－1について、同上	50		
	Ⅱ 2	建築物について、患者等にとっての利用のし易さ、良質な療養環境の確保に配慮した空間、インテリア、設備及びサイン計画の考え方	テーマⅡ－2について、同上	50		
	Ⅱ 3	建築物における長寿命化、機能変更、増築及び災害に対応するためのフレキシビリティの確保の方針	テーマⅡ－3について、同上	50		
	Ⅲ	建設予定地等及び現病院跡地における医療を中心とした良好なまちづくりを図るための導入機能と事業スキームの考え方。ただし、次の条件と観点は必ず踏まえること。 （条件） ・建設予定地等で確保する機能：人材育成（看護学校）、職員にとって働きやすい勤務環境（職員宿舎） ・現病院跡地で確保する機能：身近な医療（新県立奈良病院基本構想・基本計画18ページ参照） （観点） ・新病院との連携の可能性 ・県の財政縮減効果 ・民間活力の導入（PPP）	テーマⅢについて、同上	50		
合 計						300
総 合 計						400

注）テーマⅠ～テーマⅡ－3の提案にあたっては、ライフサイクルコストの縮減及び地球環境への負荷低減の観点を踏まえること。

第 1 回 新県立奈良病院建替整備事業審査会 議事概要

1. 日時、場所 平成 23 年 6 月 20 日 10 時 30 分～11 時 50 分 於：奈良県庁分庁舎 50 会議室

2. 出席者 委員：上田喜史、川口正一郎、河口豊、武末文男(○)、中川幸士、福嶋俊和、
前田亮、松岡仁史、松村理司 (50 音順、○印は委員長)
事務局：医療政策部新奈良病院建設室

3. 議事概要

①開会

- ・奈良県医療政策部長あいさつ
- ・委員紹介
- ・事務局から、本日は公告案、説明書案、評価基準案等についてご審議いただきたい旨、説明した。

②公告案、説明書案、評価基準案等の説明

- ・事務局が、今後の審査会の審査事項案、同開催時期案、公告案、説明書案、評価基準案等について説明した。

③質疑応答

委員の意見により、以下の事項について事務局案を修正することとなった。

- ・造成計画の提案を求める際の敷地に至るアクセス道路の考え方について質問があり、事務局は、新県立奈良病院基本構想・基本計画案の 4 ページに記載している旨説明したが、造成計画の提案にあたり重要な与条件なので丁寧に記載すべき、との意見があったので、位置図（建築・造成基本設計）にアクセス道路について明記することとなった。
- ・用途地域図（六条山地区）において都市計画道路の記載があるが、提案にあたってこの道路はどう扱えばよいのか、との質問があり、事務局は、建築設計業務委託特記仕様書の 4. (1) b に、計画地内の道路の都市計画は提案にあたっては都市計画法、建築基準法等の関連法令等の規制はかからないものと仮定する、と記載している旨説明したが、提案者の混乱が予想されるので丁寧に記載すべき、との意見があったので、用途地域図（六条山地区）に建築設計業務委託特記仕様書の記載内容を再掲することとなった。
- ・位置図（建築・造成基本設計）と位置図（六条山地区まちづくり）の違いは何か、との質問があり、事務局は、位置図（建築・造成基本設計）は病院建設に関する造成や建築について提案していただく範囲を示したもので、位置図（六条山地区まちづくり）は六条山地区のまちづくりについて提案していただく範囲を示したものである旨説明したが、わかりにくく色を変えるなどの工夫をすべき、との意見があったので、互いの色を変えると同時に位置図（六条山地区まちづくり）に注釈を記載することとなった。
- ・まちづくりの提案であるテーマⅢについては、提案者にとっては何を提案すれば良いのか大変わかりづらいし、審査する方にとっても、幅の広い提案がなされる可能性があり審査しづらいので、テーマⅢの記載内容をもう少し詳しく記載すべき、との意見があり、六条山地区、平松地区において県として必要な導入機能等について記載するなどの措置を講じることとなった。
- ・設計共同体の代表者の参加資格要件のうち病院設計等の実績の規模（2 万 5 千㎡又は 250 床以上）と、配置予定技術者の評価対象となる病院設計等の実績の規模（5 万㎡又は 500 床以上）の違いがわかりづらいので、今回の病院建築設計にあたって県がどのような技術者を望んでいるのかなどの考え方を明記すべき、との意見があり、当該考え方を記載するとともに、評価基準の一部見直しを行うこととなった。
- ・テーマⅡ－Ⅰ、Ⅱ－2、Ⅱ－3 は、建築だけに関するテーマなのか造成につきも考慮すべきなのかどちらか、との質問があり、事務局は、テーマⅡについては主として建築に関する提案を求めるものと考えている旨説明したが、アクセスの提案についてテーマⅠとテーマⅡ－1 が交錯する

場合が想定されるので明確にすべき、との意見があり、テーマⅡについては建築に関する提案であることを明記することとなった。

- ・プロポーザルの審査にあたっては、計画等の善し悪しだけを評価するのではなく、あくまでも提案する能力を評価することを明記すべき、との意見があり、その旨を記載することとなった。

④閉会

- ・本日の指摘に基づき必要な修正を行い、後日各委員に報告し了解をいただいた後に、公告を行うこととなった。

以上

第2回 新県立奈良病院建替整備事業審査会 議事概要

1. 日時、場所 平成23年8月10日 9時30分～11時10分 於：奈良県庁62会議室

2. 出席者 委員：上田喜史、川口正一郎、河口豊、武末文男(○)、中川幸士、福嶋俊和、
前田亮、松岡仁史、松村理司 (50音順、○印は委員長)
事務局：医療政策部新奈良病院建設室

3. 議事概要

(1) 開会

- ・事務局から、本件プロポーザルについては7月8日に公告を行い、7月25日まで参加表明書の受付を行ったことを報告するとともに、本日は会議の公開等についてと、技術提案書の提出を依頼する者についてご審議いただきたい旨、説明した。

(2) 会議の公開等について

①会議の公開等に関する基本的考え方等（事務局）

事務局は、次の事項を説明した。

- ・検討の前提として、新県立奈良病院の建設については、県民の安心に関わる重大なプロジェクトであること及び多額の投資になることから、可能な限り透明性のあるプロセスの確保が求められていること。
- ・一方、会議の公開については、「審議会等の会議の公開等に関する指針（奈良県総務部）」では、審議会等の会議は原則として公開するものとされているが、奈良県情報公開条例第7条各号のいずれかに該当する情報について審議等を行う場合は、公開しないとすることができる、とされていること。
- ・本審査会は、法人の財産とも言うべき技術やノウハウを技術提案書として提出いただくことから、それが公になることによりその法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害しないことが必要であり、かつ、本プロポーザルの参加者からは提出された資料を公にしないとの条件で提案を求めているものであること（情報公開条例第7条第3号に該当）。
- ・本審査会は、業者選定についての審議を行うものであり、公にすることにより率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれないようにすることが必要であること（情報公開条例第7条第5号に該当）。

②会議の公開

- ・会議の公開については、基本的考え方等を踏まえ、非公開とすることが決定された。

③議事概要の公開

- ・事務局が、「審議会等の会議の公開等に関する指針」では、審議会等は会議終了後速やかに議事録を閲覧に供すること、また不開示情報があること等により議事録を公開できない場合であっても会議の概要を閲覧に供するよう努めること、とされていることを説明した。
- ・これについて、公開する時期については、委員から、業者選定の審議の場合は、審議の公平性を保つため審議過程の段階で議事録等を公表することは好ましくなく、審議が全部終わった後に公表する方が良く、との意見、審議途中で公開することは意思決定の中立性が損なわれるという点を加味する必要がある、すべての審査が終了後に行った方が良く、などの意見があった。
- ・また、公開する議事録等の内容については、読んで理解していただくためにも要点を整理したものの方が良く、との意見、また、実際に公表されている議事録等についてはポイントを書いたようなものが多い、などの意見があった。
- ・意見交換の結果、会議の終了後速やかに閲覧に供するのが原則ではあるが、本審査会は業者選

定に関する審議を行うものであり、その都度公開すると審議に支障が出る可能性があることから、審議がすべて終わった段階でまとめて議事概要を公表する、という方針が確認された。

(3) 技術提案書の提出を依頼する者の選定について

①参加表明者について

- ・本件プロポーザルに関し、4設計共同体から参加表明のあったことを報告した。
- ・また、これら4設計共同体は、本件プロポーザルの参加資格を満たしていることを確認していること、及び「技術提案書の提出者を選定するための基準」に照らし事務局で採点した評価点についても報告した。

②技術提案書の提出を依頼する者の選定について

- ・過日の公告においては、技術提案書の提出を依頼する者は、選定基準により算出した評価点の上位5者を目途に選定する、と記していたが、参加表明は4者であり4者とも評価点が一定水準であることから、4者に技術提案書の提出を依頼することとしたい旨、事務局から提案したところ、委員から異論は無かった。

(4) 閉会

- ・本日の審議内容や結果を事務局で整理し、後日各委員に報告することとなった。

以上

第3回 新県立奈良病院建替整備事業審査会 議事概要

1. 日時、場所 平成23年9月12日 9時30分～16時30分 於：猿沢荘
2. 出席者 委員：川口正一郎、河口豊、武末文男(○)、中川幸士、福嶋俊和、前田亮、
松岡仁史、松村理司 (50音順、○印は委員長)
事務局：医療政策部新奈良病院建設室

3. 議事概要

(1) ヒアリングの部

4 設計共同体の説明及びヒアリングを実施した。

(2) 会議の部

①委員の意見

■ A 設計共同体

○業務実施方針について

- ・比較的、具体的な提案になっている。
- ・発注者との合意形成のプロセスをどのように進めるかが課題である。

○テーマⅠについて

- ・造成の観点では、稜線を活かし、なるべく自然地形を残すという提案である。
- ・土量バランスに配慮するなど、基本的なところは踏まえられている。
- ・救急のアプローチは良くない。
- ・土地利用計画の観点では、具体的に練られておらず、工夫の余地が見られる。

○テーマⅡ－1について

- ・プラン自体は明快でわかりやすい。
- ・病棟については、概ね成り立つ提案となっている。
- ・シンプルなつくりである。
- ・景観についても検討している。
- ・緩和ケア病床については、急性期の病院ということを考慮すれば評価できる。
- ・3階などについては、北側の機能と南の機能を逆にした方が使いやすいのではないか。
- ・病室は、なるべく南向きの方が良い。

○テーマⅡ－2について

- ・あまり思い切った提案は無かった。

○テーマⅡ－3について

- ・取り立てて新しい提案は無かった。

○テーマⅢについて

- ・まちづくりの提案については、特筆すべき提案は無かった。

○その他

- ・技術提案書の記載内容について、整合していない部分も見受けられる。

■ B 設計共同体

○業務実施方針について

(無し)

○テーマⅠについて

- ・敷地内の道路については、賑わいの観点等が踏まえられている。
- ・大きく造成される感じで、多くの搬出土が生じる可能性がある。(複数意見)
- ・フラットに地盤整備をする面積がかなりあり、コスト等に課題がある。

○テーマⅡ－１について

- ・スタッフの動線が短くなるような工夫がなされていた。
- ・概ね療養環境への配慮がなされている。
- ・医療行為への特徴的な配慮がなされている部分がある。
- ・空間構成としてはわかりやすく明快な構成となっている。
- ・比較的、建物平面計画は整理されている。
- ・病室や医師の動線については、あまり良くない。
- ・精神科病床の配置について疑問を感じる。

○テーマⅡ－２について

- ・病棟については、療養環境への配慮がなされている。
- ・緩和ケア病棟については、療養環境への配慮に欠ける部分もある。

○テーマⅡ－３について

(無し)

○テーマⅢについて

- ・結論に至るプロセスはよくある手法である。
- ・特段、言及すべき点は無かった。

■C設計共同体

○業務実施方針について

(無し)

○テーマⅠについて

- ・搬出土なしで地形をなるべく活かす計画である。
- ・調整池の配置について、大雨の際の雨水処理に懸念がある。
- ・建築物の見え方については、建設予定地の環境を踏まえた場合、課題がある。(複数意見)

○テーマⅡ－１について

- ・各機能への患者、スタッフのアクセス動線等については評価できる。
- ・多床室は新たな提案である。
- ・平面計画については、改修等に対応しやすいと思われるが、一方で建設費増、機能面（動線が長くなる等）、地震時の影響が懸念される。(複数意見)

○テーマⅡ－２について

(無し)

○テーマⅡ－３について

- ・改修などについて、配慮がなされている。
- ・技術提案書の記載内容について、整合していない部分も見受けられる。

○テーマⅢについて

- ・六条山地区のまちづくりでチャレンジしようとする姿勢、PFIに関わった実績については期待が持てる。
- ・PFI等による病院設計に関わった実績もあり自信も伺えるが、実務にあたっては十分な議論が必要である。
- ・提案された民間活力導入機能のうちの一つは、病院にとってはなくてはならない機能であることから、うまく機能するのか懸念される。

○その他

- ・建築物が高さ制限を満たしているかどうか疑問がある。(複数意見)
- ・比較的、独創性や斬新さに富んだ提案であるが、反面リスクがある。(複数意見)

■D設計共同体

○業務実施方針について

(無し)

○テーマⅠについて

- ・土地利用計画については、周辺住民との関係について考慮されている。
- ・病院建築や土地利用計画については、いろいろな提案をされているように見受けられなかった。

○テーマⅡ－１について

- ・わかりやすい空間づくりを目指しているのが理解できる。
- ・新県立奈良病院基本構想・基本計画を踏まえ、地域との関わりについての導入機能に工夫が見られる。
- ・病院建築の外観イメージは、比較的、複雑なデザインになっているように思う。(複数意見)
- ・もう少しコンパクトにまとめた方が動線、建設費には良いのではないかと思う。
- ・縦軸動線について課題がある。

○テーマⅡ－２について

- ・アメニティに工夫が見られる。(複数意見)
- ・病室の配置に課題がある。

○テーマⅡ－３について

(無し)

○テーマⅢについて

- ・主任担当技術者のヒアリング時の対応が良い。(複数意見)
- ・平松地区については、アイデアや工夫があり、取り組み姿勢も評価できる。(複数意見)
- ・全体的に期待が持てる印象であった。

②評価書の作成(委員)

③評価書の集計(事務局)

④集計結果の報告

- ・事務局からC設計共同体が最高得点であることを報告した。

⑤評価後の委員の意見

- ・C設計共同体の提案について、県が高さ制限の設計と条件を満たしているかどうかの確認をするべき、との問題提起があった。
- ・これについて、プロポーザルは提案能力を見るのであるから本日の結果を尊重しては、との意見や、設計と条件を満たしていない提案は通常審査の対象にならない、との意見があった。
- ・複数の委員から、C設計共同体の提案が高さ制限の設計と条件を満たしているかどうかを調査すべき、との意見があった。
- ・委員の意見交換の結果、C設計共同体の提案について、県が設計と条件を満たしているかどうかの確認を行い、満たしていればC設計共同体を最優秀提案者とし、満たしていなければ次点のD設計共同体を最優秀提案者とする事となった。

⑥閉会

以上

第 4 回 新県立奈良病院建替整備事業審査会 議事概要

1. 日時、場所 平成 23 年 10 月 2 日 18 時 00 分～19 時 00 分 於：奈良県庁 62 会議室

2. 出席者 委員：川口正一郎、河口豊、武末文男(○)、中川幸士、福嶋俊和、前田亮、
松岡仁史 (50 音順、○印は委員長)
事務局：医療政策部新奈良病院建設室

3. 議事概要

①開会

- ・第 3 回新県立奈良病院建替整備事業審査会において、C 設計共同体の提案について、県が高さ制限の設計と条件を満たしているかどうかの確認を行い、その結果を審査会に報告することとされたことから、まず、事務局から検討結果について報告する旨、説明した。

②第 3 回審査会の課題に対する報告（事務局）

○事務局から、以下のとおり報告した。

- ・建築物の高さに関する都市計画法、建築基準法の規定について説明した。
- ・平均地盤面算定の考え方について説明した。
- ・以上を踏まえて、C 設計共同体の提案について県として確認した結果、技術提案書及びヒアリングの内容から 25 メートル高度地区の制限を満たしていないと判断した旨、報告した。

③上記②の事務局の説明に対する質疑応答

- ・質疑応答を経て、C 設計共同体の提案については、25 メートル高度地区の制限を満たしていないことが確認された。

④C 設計共同体に対する対応

- C 設計共同体の提案が設計と条件を満たしていないことについて、どう対応するかについて議論が移ったが、委員から対応案に関する発言が無かったことから、事務局から以下の案を一つの対応案として提案した。
 - ・失格については、公告等では失格要件として、審査会委員に対し本件プロポーザルに関して働きかけを行った場合は失格とすると示しているのみで、その他には明記していないことから、失格とすることはできない。
 - ・減点については、再評価することと同じ考え方であり、再評価については、公平性が確保されていないと疑われる可能性が懸念される等の理由により、第 1 回、第 2 回の審査会において評価書の提出は 1 回と決められたことから、減点等の再評価も難しいと考える。
 - ・よって、C 設計共同体の技術提案書のうち建築物の高さが提案に大きく影響するテーマ I とテーマ II-1 に関する提案については、高さ制限の設計と条件を満たしていないことにより実現性が無いため、無効とするのが適当と考える。
- 以上の説明について、委員長から、事務局の提案をまとめると、失格にはできないということで、再評価か、当該部分を評価しないという 2 つになると思うが、もう一度評価することになれば、4 設計共同体に対して行うことになり難しいと考えること、及び今回の課題は C 設計共同体に帰することであることから、C 設計共同体の当該部分を評価しないということが妥当と思うが、どうかという発言があった。
- これに対し、委員から異論は無かったため、C 設計共同体の技術提案書のうちテーマ I とテーマ II-1 に関する提案については無効とすることとなった。

⑤審議結果を踏まえた評価点の報告

- ・事務局からD設計共同体が最高得点であることを報告した。

⑥最優秀提案者の特定

- ・最高得点であるD設計共同体が最優秀提案者と決定された。

⑦閉会

- ・奈良県医療政策部長あいさつ

以上